

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の高齢化は進んでおり、令和2（2020）年4月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.6%（総務省統計局）となっています。また、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者の増加による医療や介護の社会保障費の増大、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担の増加と介護離職の増加、介護人材不足等高齢者を取り巻く状況は課題が山積していると言えます。

こうした中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきており、今後も、地域の実情に合わせた、地域包括ケアシステムを強化していくことが求められています。

本市では、「鯖江市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、「積極的な介護予防の推進」、「認知症予防と認知症にやさしい地域づくり」、「住民主体の支え合い体制づくり」を重点施策とし、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークの構築や、相談窓口の周知徹底、総合事業の実施体制の構築、認知症に関する支援施策の推進を図ってきました。

今回の計画策定においては、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくため、本市が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「鯖江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3年間を1期とする計画です。

年度	2018 平成30年	2019 令和元年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年
計画期間	第7期計画			第8期計画 (本計画)			第9期計画		

3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

鯖江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

保険・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策も包括した高齢者施策の総合的な計画として策定

高齢者福祉計画

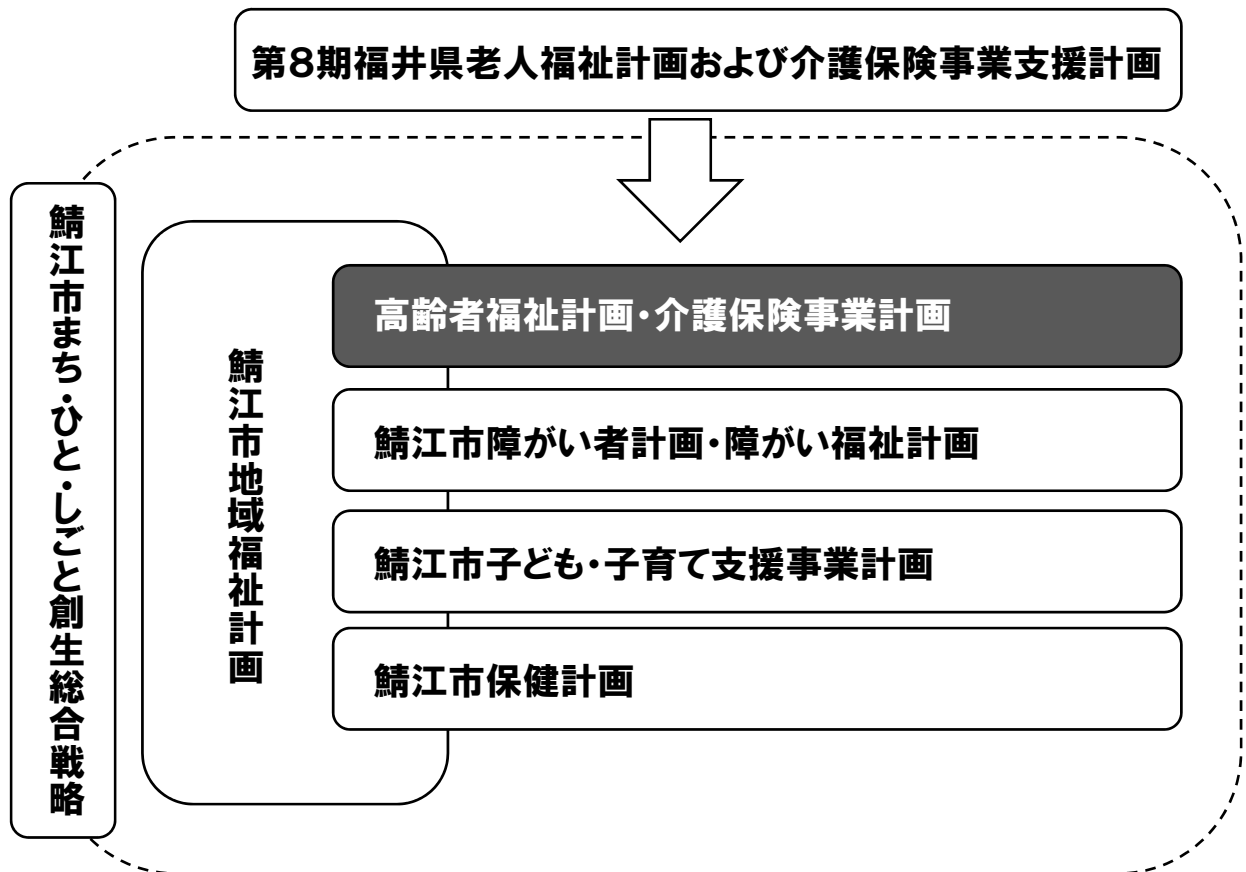
高齢者施策全般に係る理念や基本方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に係る総合的な計画

介護保険事業計画

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画

(2) 他計画との関係

本計画は、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「鯖江市地域福祉計画」を上位計画とするものであり、「鯖江市障がい者計画・障がい福祉計画」、「第7次鯖江市保健計画（さばえ健康いきいきプラン）」、「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画との整合を図るとともに、福井県の「第8期福井県老人福祉計画および介護保険事業支援計画」に即して策定します。あわせて、「認知症施策推進大綱」を踏まえるとともに、「鯖江市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「鯖江市地域防災計画」との整合を図り策定します。



(3) SDGsの視点の導入

①SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、地球上に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくため、2015年9月に国連総会で採決された2016年から2030年までの世界共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。鯖江市でも持続可能な社会を目指して「第2期鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてSDGsの目標達成に向けて取り組んでいくこととしています。

■SDGsの17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貧困の原因について学ぼう ●貧困の解決のために活動している団体や人のことを調べてみよう 	<p>2 飢餓をゼロに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地元の農家や市場を支援しよう ●食料を捨てないようにしよう 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康診断を受けよう ●予防接種をきちんと受けよう 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公民館の行事に積極的に参加しよう ●学習支援ボランティアに参加してみよう 	<p>5 ジェンダー平等を表現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭の仕事の分担を話し合ってみよう ●無意識に押し付けられている役割はないか考えよう 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水を出しっぱなしにしない ●世界の水事情について調べてみよう
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早寝早起きをしよう ●節電を心がけよう ●再生可能エネルギーについて調べよう 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場の雇用形態を見直そう ●女性と男性が、職場で均等な機会を与えられているか調べよう 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●創業塾などに足を運んでみよう ●NGO等が支援する開発途上国へのインフラ整備について調べよう 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近に不平等を強いられている人がいないか確認してみよう ●差別的な政策、慣行について調べてみよう 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域に危ない場所がないか確認しよう ●子ども会や町内会活動に参加してみよう 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エシカル(倫理的)な選択をしよう ●食べ残しをしないようにしよう
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ●移動は公共交通機関を使おう ●クールチョイスを励行しよう 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトルの使用を控えよう ●マイバッグを持とう 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材の有効利用を考えよう ●廃品回収等、古紙の再利用を行おう 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分たちの国や自治体が行なっていることに興味を持とう ●平和について考えてみよう 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多くの人を巻き込んで一緒に活動しよう ●SDGsの達成に向けたイベントや研修会に積極的に参加しよう 	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>鯖江市は国連で採択された国際目標「SDGs」の理念に賛同し、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。</p>

4. 介護保険法等の改正について

第8期の介護保険事業計画の方針として、2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、認知症施策大綱等を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化としています。

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第6期（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7（2025）年までの期間において段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことが目指されてきました。第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）計画においては、引き続き令和7（2025）年を目標とする地域包括ケアシステムの実現を目指すとともに、いわゆる団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が激減する令和22（2040）年の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。本市の将来的な状況を踏まえた上で、第8期に行うべき事項を含めた計画として策定することが必要です。

(2) 地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組が重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるように、社会参加できる環境整備を進めることが重要です。そのためにも、特に介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進められています。これらの住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

第1章 計画の策定にあたって

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7(2025)年以降は現役世代の顕著な減少により、介護人材の確保が大きな課題となります。このため、人材確保を都道府県と市町村が連携して計画的に進めることが必要です。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務効率化の取組を強化することが重要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス等感染症の流行を踏まえ、介護保険事業所などと連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施する等様々な体制整備を行っていくことが重要です。

5. 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画策定に向けての実態調査の実施

65歳以上で要介護認定を受けられていない方を対象に、日常生活圏域ごとの高齢者の実態像・ニーズや地域の課題を把握し、地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的提供）の実現を目指すことを目的に実施しました。

また、在宅で介護を受けている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 介護保険運営協議会の開催

本計画策定にあたっては、広く市民等から意見を聴取するために、市民、学識経験者、関係機関・関係団体、事業者等で組織された「鯖江市介護保険運営協議会」において意見交換および審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について、その趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等からの意見または情報を求めるために、パブリックコメントを実施し、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、それらの意見等を適宜反映したうえで、計画を完成させました。

(4) 関連機関との連携

本計画策定にあたっては、関連する他の計画との整合性を図りつつ、福井県等の関連する機関とも連携を図っています。